

満 50 歳以上
の方への

带状疱疹予防接種費用の 助成が始まりました



土佐町では、令和 6 年 4 月から任意接種の带状疱疹ワクチンを希望する方への予防接種費用の助成が開始となります。

带状疱疹とは、水痘（水ぼうそう）と同じウイルスで起こる皮膚の病気で、日本人成人の 90% 以上は带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏しており、過労やストレスなどで免疫が低下するとウイルスが活性化して带状疱疹を発症します。50 歳以上になると発症率が高くなり、80 歳までに約 3 人に 1 人が带状疱疹になるといわれており、痛みや発疹を伴う病気です。

【対象者】接種日において、土佐町内に住所を有する満 50 歳以上の方。

【ワクチンの種類と回数】生ワクチン 1 回
不活化ワクチン 2 回

【助成額】生ワクチン 上限 5,000 円×1 回、
不活化ワクチン 上限 10,000 円×2 回

生活保護受給者については、全額助成となります。

どちらかのワクチン接種への助成となり、どのワクチンを接種するかは医師の判断になりますので、接種される医療機関でご相談ください。

【実施医療機関】

○町内の委託医療機関（早明浦病院・田井医院）：事前申請により 証明書（ライトグリーン色）の発行を受ける必要があります。

○その他、予防接種を実施している医療機関：接種した日の属する年度末までに、事後申請により、助成金が支払われますので、役場健康福祉課にて手続きを行ってください。

裏面の【接種の流れ】をご覧ください

【接種の流れ】

町内委託医療機関 (早明浦病院および田井医院)での接種	償還払いでの接種(事後申請)
<p>健康福祉課・支所および出張所等にて、証明書の発行申請書を記入する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1週間程度を目途に、自宅に証明書(ライトグリーン色)が送られてくる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>町内委託医療機関に連絡し、予防接種の予約をとる。予約の際には証明書の交付をうけていることを伝える。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>接種当日、証明書を必ず持参し、接種を受けてください。予診票は証明書専用(ライトグリーン色で医療機関にあります)のものを病院で記入し予防接種を受ける。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>助成額を引いた額の自己負担額を医療機関で、支払いする。</p> <p>【例】生ワクチン 11,000 円(予防接種費用総額)-5000 円(助成額)=6,000 円(医療機関の窓口で支払いする自己負担額)</p> <p>※不活化ワクチン接種の場合には、2ヶ月以上空けて、2回目の接種が必要となりますので、2回目の予約をとり、接種を受けてください。</p>	<p>ご自分で、接種を希望される医療機関を予約する。(医療機関によっては予防接種を行っていないこともあります)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>予約日に医療機関に行き、接種を受ける。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>予防接種費用を全額支払いし、領収書および接種を証明できるものを受け取る。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>助成申請書、領収書、接種を証明できる書類等を健康福祉課・支所出張所等に提出する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>審査の上、指定口座に助成額が振込される。</p> <p>※不活化ワクチンを接種した際は、2回分をまとめた申請でも、各回ごとの申請でも可能。</p> <p>※接種した日の属する年度末まで、償還払いの申請を役場健康福祉課で行ってください。</p>

【問い合わせ先】

土佐町 健康福祉課 健康係
 ☎ 0887-82-0442
 FAX 0887-70-1312